

児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する検討事項（１）

第１ 親権の一時的制限制度及び親権喪失制度

1 親権の一時的制限制度の創設及び親権喪失の原因の見直し

民法に、家庭裁判所の審判により一定の期間に限って親権を行うことができないものとする制度（親権の一時的制限制度）を設けるとともに、親権喪失の原因について見直しを行うものとするかどうか。

（参照条文）

○民法

（親権の喪失の宣告）

第 8 3 4 条 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その親権の喪失を宣告することができる。

（補足説明）

1 第 1 の 1 は、親権の一時的制限制度の創設及び親権喪失制度の見直しについて検討するものである。

現行の親権喪失制度については、①その効果が期限を設けずに親権全部を喪失させるものであること（いわばオール・オア・ナッシングの制度であること）から、効果が大きくて申立てや宣告がちゅうちょされる、②その要件である親権喪失の原因が親権の濫用又は著しい不行跡とされていることから、申立てや審判の在り方が親権者を非難するような形になり、親権喪失宣告後の親子の再統合に支障を来すといった問題があり、必ずしも適切に利用されていない状況にあるものと考えられる。

そこで、第 1 の 1 では、親権喪失制度について指摘されている前述のような問題点を解消し、現実の必要に応じて適切に親権を制限することができるようにするために、民法に、家庭裁判所の審判により一定の期間に限って親権を行うことができないものとする制度（親権の一時的制限制度）を設けるとともに、親権喪失の原因について見直しを行うことを提案している。

2 親権の一時的制限の効果は、父又は母が親権を行うことができないものとするものであり、その点では、現行の親権喪失の効果と同様であることを前提としている。したがって、親権が一時的に制限され、その結果として、親権を行う者がなくなった場合には、「未成年者に対して親権を行う者がいないとき」（民法第838条第1号）として、後見が開始することとなる。

なお、このような一時的制限の効果を、法文上、どのような用語で表すか（「喪失」とするか、「停止」とするか、それ以外の用語とするか。）については、検討が必要である。

3 親権の一時的制限制度を設けた場合には、施設入所、里親等委託又は一時保護が行われている事案においても、そうではない事案においても、同制度が利用されることが想定される。

まず、施設入所、里親等委託又は一時保護が行われている事案においては、通常は、施設長、里親等又は児童相談所長による措置権限の行使や面会通信制限、接近禁止命令等の制度によって相応の対応が可能であると考えられるが、それらによっても対応が困難な場合等、特に必要があるときに、親権喪失制度のほか、事案に応じて親権の一時的制限制度が利用されるようになるものと想定される（具体的には部会資料2の事案B及びFなどが想定される。）。

また、児童相談所が関与しない場合や一時保護を解除する場合等で、一定の期間に限って親権者の親権を制限し、他の親族等がこれに代わって権限を行使するのが適当な事案等において利用されることも想定される（具体的には、部会資料2の事案A、C、D及びGなどが想定される。）。

(参考)

施設入所中等の児童に係る親権制限の在り方については、社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会における検討事項とされている。

2 親権の一時的制限の期間等

(1) 親権の一時的制限の期間の定め方

親権の一時的制限の期間の定め方については、以下のような考え方があり

得るが、どのように考えるか。

【A案】

家庭裁判所は、後記3の親権の一時的制限の原因があるときは、1年〔2年〕を超えない範囲において期間を定めて、父又は母が親権を行うことができないものとする審判をすることができるものとする。

【B案】

家庭裁判所は、後記3の親権の一時的制限の原因があるときは、1年間〔2年間〕、父又は母が親権を行うことができないものとする審判をすることができるものとする。ただし、特別の事情があるときは、1年〔2年〕を超えない範囲内において制限の期間を定めることができるものとする。

(参照条文)

○児童福祉法

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

2 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

(補足説明)

1 第1の2(1)は、親権の一時的制限の期間の定め方について検討するものである。

A案は、法律で定められた上限を超えない範囲で、家庭裁判所が適当と考える期間を事案に応じて個別に決めて親権を制限することができるものとする考え方である。

B案は、原則として、法律で定められた一定の期間、親権を制限するものとするが、例外的に、家庭裁判所が適当と考える期間を事案に応じて個別に決めることもできるものとする考え方である。

法律で一律の期間を定めるものとするのに比べ、事案に応じて個別に決めるものとする方が事案に応じた対応が可能であると考えられるが、家庭裁判所が、審判の時点において、個別の事案ごとに親権を制限すべき期間を適切に判断するのは、一般的には困難であると考えられる。

他方で、例えば、医療ネグレクトの事案で親権を一時的に制限して医療行為を行おうとする場合において、医療行為を行いさえすれば短期間のうちに当該傷病が治癒することが見込まれるときなど、審判の時点において、法定の期間が経過するまで親権を制限し続ける必要性がないものと判断される事案もあると考えられるほか、児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の承認による施設入所等の措置がとられている児童の親権者の親権を一時的に制限する場合には、措置の終期と親権制限の終期が同時にるように親権制限の期間を決めるということも考えられるので、事案によっては、家庭裁判所が、審判の時点において、個別に期間を決めることができるようにする方がよいと考えられる。

- 2 また、法律で定める親権制限の期間やその上限を具体的にどの程度の長さにするかを検討する必要がある。

この点については、期間を短く設定しすぎると申立てと審判とを頻繁に繰り返すこととなり支障が生じると思われる一方、長く設定しすぎると期間を限る趣旨を没却することとなると考えられるが、児童福祉法第28条に基づく家庭裁判所の承認による施設入所等の措置の期間が2年を超えてはならないものとされていることに照らし、例えば、1年又は2年程度とすることが考えられる。

(参考)

平成16年児童福祉法改正により、家庭裁判所の承認による施設入所等の措置は、措置を開始した日から2年を超えてはならないものとされたが（児童福祉法第28条第2項）、措置の期間が一律とされたのは、家庭裁判所が入所措置又はその更新を承認する時点において、個別の事案ごとに必要な入所措置の期間を判断することは困難

であるためであり、また、措置の期間が「2年を超えてはならない」とされたのは、児童の家庭復帰に向けて保護者の指導を行うとともに、安定した生活を通じ児童の心身の改善を図るには、概ね2年程度が一つの目安となるとの関係者の意見を考慮したものであると説明されている（尾崎守正ほか「児童福祉法の一部を改正する法律の概説－司法関与に関する部分を中心に－」家月57巻7号7頁）。

(2) 期間の更新

家庭裁判所は、親権の一時的制限の期間の満了日までにその原因が消滅する見込みがないと認めるときは、親権制限の期間を更新することができるものとするについて、どのように考えるか。

(参照条文)

○児童福祉法

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するとき、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

2 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

(補足説明)

第1の2(2)は、親権を一時的に制限した場合に、当該制限の期間満了後も引き続

き親権を制限する必要があるときに、家庭裁判所が、当該期間を更新することができるものとするについて検討するものである。

この点については、一時的制限の期間満了後も引き続き親権を制限する場合の規律について明確にするという観点からは、期間更新の制度を設けるのが相当であると考えられる。もっとも、親権制限の期間満了前に、改めて親権の一時的制限の申立て（再度の申立て）をするものとするれば足りるとして、期間更新の制度を設けないものとするとも考えられる。

(3) 親権の一時的制限の審判の取消し

家庭裁判所は、親権の一時的制限の期間中に、その原因が消滅したときは、親権の一時的制限の審判を取り消すことができるものとするかどうか。

(参照条文)

○民法

(親権又は管理権の喪失の宣告の取消し)

第836条 前二条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、前二条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告を取り消すことができる。

(補足説明)

第1の2(3)では、親権の一時的制限の審判について、現行の親権及び管理権の喪失の宣告と同様、その原因が消滅したときには、家庭裁判所がこれを取り消すことができるものとするを提案している。

3 親権喪失及び親権の一時的制限の原因

親権喪失及び親権の一時的制限の原因の定め方については、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

なお、各案とも、親権者に対する非難可能性や帰責性の要素を親権の一時的制限の原因とはしない考え方であり、親権の一時的制限の原因の定め方に関する基本的な考え方に大きな違いはなく、各案の主な違いは、親権喪失の原因の定め方に関する考え方にある。

【A案：親権者に対する非難可能性や帰責性に関する要素を親権喪失のための必須の要素とする考え方】

(親権喪失の原因)

- ・ 父又は母が子を虐待し、悪意で遺棄し、その財産の管理に関し不正な行為をした場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、親権を喪失させることができるものとする。

(親権の一時的制限の原因)

- ・ 父又は母が親権の不適切な行使をした場合において、子の利益のため必要があると認めるときに、親権を一時的に制限することができるものとする。

【B案：親権者に対する非難可能性や帰責性に関する要素を親権喪失のための必須の要素とはしない考え方】

(親権喪失の原因)

- ・ 父又は母が子を虐待し、悪意で遺棄し、その財産の管理に関し不正な行為をし、その他父又は母に親権を行わせることが子の利益を著しく害するときに、親権を喪失させることができるものとする。

(親権の一時的制限の原因)

- ・ 父又は母が適切に子の監護、教育又は財産の管理をせず、その他父又は母に親権を行わせることが子の利益を害するときに、親権を一時的に制限することができるものとする。

【C案：親権者に対する非難可能性や帰責性に関する要素を親権喪失の原因としない考え方】

(親権喪失の原因)

- ・ 父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適切であることによって子の利益が著しく害されているときに、親権を喪失させることができるものとする。

(親権の一時的制限の原因)

- ・ 父又は母による親権の行使が〔著しく〕困難又は不適切であることによって子の利益が害されているときに、親権を一時的に制限することができるものとする。

(参照条文)

○民法

(父母の同意)

第817条の6 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならぬ。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

(子の利益のための特別の必要性)

第817条の7 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不相当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

(特別養子縁組の離縁)

第817条の10 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。

一 養親による虐待、悪意の遺棄その他養子の利益を著しく害する事由があること。

二 (略)

○児童福祉法

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 (略)

二 (略)

2 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置(第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。)の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

○児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第11条 (略)

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

- 3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。
- 4 (略)
- 5 児童相談所長は、第3項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の7の規定による請求を行うものとする。

(補足説明)

- 1 第1の3は、親権喪失及び親権の一時的制限の原因の定め方について検討するものである。

この点については、親権喪失制度について指摘されている問題点にかんがみ、現行の親権喪失の原因のように親権者の行為等の観点からのみ親権制限の原因を規定するのではなく、基本的には、子の利益の観点から親権制限の原因を規定すべきであり、子の利益が害されている程度(①)を親権喪失及び親権の一時的制限の原因として考慮する要素とし、害されている程度が一定の程度に達した場合に親権を一時的に制限し、又は親権を喪失させるのが相当であると考えられる。

もともと、親権という重要な権利義務を喪失させる以上、親権者の側の事情に全く着目しないものとするのは相当でなく、この点も考慮要素とすべきである。親権の一時的制限制度が設けられた場合には、まずは親権の一時的制限をし、それによっても親の適格性等が改善しない場合には親権を喪失させるなどといった段階的な運用をすることによって、親に対する指導の実効性の確保を図ることが考えられる。そこで、親権者の適格性等(親権者の行為態様、親権者として客観的に求められている水準に達しない程度等)(②)を、親権喪失及び親権の一時的制限の原因として考慮する要素とし、これらの要素が一定の程度に達した場合に親権を一時的に制限し、又は親権を喪失させるのが相当であると考えられる。

また、例えば、医療ネグレクトの事案では、親権を制限して医療行為を行うことが考えられるが、たとえ子の生死に関わるような医療ネグレクトの事案で子の利益が害されている程度が著しい場合であっても、当該医療行為を行いさえすれば短期間のうちに当該傷病が治癒することが見込まれるようなときであれば、時間的に過剰な制限を避けるという観点から、親権を喪失させるのではなく、一時的に制限するのが相当

であると考えられる。このように長期間の親権制限がちゅうちょされるような事案において適切に親権を制限しやすくするとの観点から、親権を制限すべき必要性が消滅すると見込まれる時期（③）を考慮要素とし、親権喪失制度と親権の一時的制限制度とを使い分ける際の考慮要素の一つとすることも考えられる。

さらに、上記①から③までの要素に加えて、親権者に対する非難可能性や帰責性に関する要素（④）を考慮要素とすることも考えられるが、この点については、親権喪失制度と親権の一時的制限制度との関係をどのように位置付けるかとも関連し、いくつかの考え方があり得る。

2 A案、B案及びC案は、以上を踏まえた上で、児童の福祉又は子の利益の観点から要件を規定する現行法の規定を参考に、親権喪失及び親権の一時的制限の原因の定め方を検討したものである。

(1) A案は、親権者に対する非難可能性や帰責性に関する要素を、親権喪失のための必須の要素とするが、親権の一時的制限の原因とはしない考え方である。

すなわち、A案は、父又は母による非難されてしかるべき行為を親権喪失の原因の中心に位置付けるものであり、④の要素を親権喪失のための必須の要素とする考え方である（②の要素は、④の要素と併せて考慮されるものと考えられる。）。

もっとも、それらの行為が1回あったことのみをもって直ちに親権を喪失させるのが相当であるとはいえないと考えられること、子の利益の観点を明確にするのが相当であると考えられること、親権を喪失させるための要件は厳格なものとするべきことなどから、「子の利益のため特に必要があると認めるとき」をも親権喪失の原因とし、①及び③の要素を考慮するものとしている。

また、親権の一時的制限については、必ずしも④の要素を含まない「親権の不適切な行使」を親権制限の原因の中心に位置付けて②の要素を考慮するものとした上で、「子の利益のため必要があると認めるとき」を親権制限の原因とし、①及び③の要素を考慮するものとしている。

なお、「親権の不適切な行使をした場合」には、養育放棄の場合のように、必要な親権の行使をしない場合も含むことを前提としている。

(2) B案は、親権者に対する非難可能性や帰責性に関する要素を、親権喪失のための必須の要素とはせず、また、親権の一時的制限の原因ともしない考え方である。

すなわち、B案は、父又は母による非難されてしかるべき行為を列挙しつつも、

「父又は母に親権を行わせることが子の利益を著しく害するとき」を親権喪失の原因とするものであり、親権喪失において④の要素をある程度は重視しつつも、④の要素がない場合でも、①、②及び③の要素を考慮して親権を喪失させることができるものとする考え方である。

また、親権の一時的制限については、必ずしも④の要素を含まない行為を列挙した上で、「父又は母に親権を行わせることが子の利益を害するとき」を親権制限の原因とし、親権喪失には至らないような事案においても、①、②及び③の要素を考慮して親権を一時的に制限することができるものとしている。

- (3) C案は、親権喪失の原因にも、親権の一時的制限の原因にも、父又は母による非難されてしかるべき行為は特に列挙せず（④の要素は明示せずに）、父又は母による親権行使に関する客観的状況（②の要素）及びそれによって子の利益が害されている程度（①の要素）を親権喪失及び親権の一時的制限の原因の中心に位置付けるものであり、④の要素を親権喪失及び親権の一時的制限の原因としない考え方である（C案でも、③の要素が考慮要素となり得ることは、後記(4)のとおりである。）。
- (4) ③の要素については、親権喪失と親権の一時的制限との違いが期間の定めの有無にあることに照らし、あえて明示しなくても、親権喪失及び親権の一時的制限の判断において当然に考慮されると考えることができるように思われるが、この点を明示することも考えられる。

4 親権喪失等の申立人

- ① 親権喪失及び親権の一時的制限の申立人を、子、その親族及び検察官とするものとする事について、どのように考えるか。
- ② 親権の一時的制限の期間更新の申立人を、子、その親族、未成年後見人及び検察官とするものとする事について、どのように考えるか。
- ③ 親権の一時的制限の審判取消しの申立人を、本人又はその親族とするものとする事についてどうか。

(参照条文)

○民法

(親権の喪失の宣告)

第834条 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その親権の喪失を宣

告することができる。

(親権又は管理権の喪失の宣告の取消し)

第836条 前二条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、前二条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告を取り消すことができる。

(後見人の解任)

第846条 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、これを解任することができる。

(特別養子縁組の離縁)

第817条の10 次の各号のいずれにも該当する場合において、養子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、養子、実父母又は検察官の請求により、特別養子縁組の当事者を離縁させることができる。

一 (略)

二 (略)

○児童福祉法

第33条の7 児童又は児童以外の満20歳に満たない者(次条及び第33条の9において「児童等」という。)の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法(明治29年法律第89号)第834条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

○児童の権利に関する条約

第12条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 (略)

(補足説明)

1 第1の4は、親権喪失等の申立人について検討するものである。

(1) ①は、親権喪失の申立人に子自身を加えた上で、親権の一時的制限の申立人をそれと同一とすることについて検討することを提案している。

現行の親権喪失の申立人は、子の親族及び検察官並びに児童相談所長とされてい

る（児童相談所長については、児童福祉法において申立人とされていることから、本文ではこれを掲げていない。）が、児童の意見表明権をできる限り保障するなどの観点からは、子自身を申立人に加えることも考えられる。

他方、親権制限については、児童相談所長その他の申立権者において適切に申立てを行うことが重要であり、子に申立権の行使を期待するのは酷であるとの指摘や、子の申立てにより親権制限がされた場合には、その後の親子の再統合が事実上不可能となってしまうとの指摘もあることから、子自身を申立人に加えることには慎重であるべきとも考えられる。

この点について、一定年齢以上の子に限って申立権を認めることも考えられなくはないが、この点を検討するに当たっては、未成年者に申立権を認めている民法第836条、第846条及び第817条の10において年齢要件が設けられていないことに留意する必要がある。

なお、特に年齢を限らずに子に申立権を認めた場合でも、家庭裁判所への申立てが認められるのは、意思能力を有する子に限られることとなる。

- (2) ②は、親権の一時的制限の期間更新の制度を設けるものとする場合のその申立人について検討するものである。

期間更新の申立人については、児童相談所長を含め、基本的に、親権の一時的制限の申立人と同様にするのが適当であると考えられるが、ここでは、子の利益を図るべき立場にある未成年後見人を申立人に加えることについても検討することを提案している。

- (3) ③では、親権の一時的制限の審判取消しの申立人について、現行の親権及び管理権の喪失の宣告の取消しと同様、本人又はその親族とするものとすることを提案している。

なお、子（意思能力がある場合に限られる。）も、本人の親族として、取消しの申立てをすることができる。

第2 親権の一部制限制度

1 親権の一部制限制度の創設

民法に、家庭裁判所の審判により親権の一部を行うことができないものとする制度（親権の一部制限制度）を設けることについて、どのように考えるか。

(参照条文)

○民法

(管理権の喪失の宣告)

第835条 親権を行う父又は母が、管理が失当であったことによってその子の財産を危うくしたときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その管理権の喪失を宣告することができる。

(補足説明)

1 第2の1は、親権の一部制限制度の創設について検討するものである。

現行の親権喪失制度については、その効果が期限を設けずに親権全部を喪失させるものであること（いわばオール・オア・ナッシングの制度であること）から、効果が大きくて申立てや宣告がちゅうちょされるなどの問題があり、必ずしも適切に利用されていない状況にあるものと考えられることは前述のとおりであるが、これに加えて、親権は重要な権利義務であるからその制限はできる限り小さいものに止めるべきところ、常に親権全部を制限するのではなく家庭裁判所の審判により親権の一部を制限する制度（親権の一部制限制度）を設けるべきとの意見がある。

2 この点については、親権喪失制度及び親権の一時的制限制度に加えて、親権の一部制限制度を設けるべき現実の必要性があるか、すなわち、どのような事案において利用されることを念頭に親権の一部を制限する制度を設ける必要があると考えるのかを検討する必要がある。

施設入所、里親等委託又は一時保護が行われている事案においては、通常は、施設長、里親等又は児童相談所長による措置権限の行使や面会通信制限、接近禁止命令等の制度によって相応の対応が可能であり、それらによっても対応が困難な場合には、親権の全部を制限する必要がある（親権喪失又は親権の一時的制限による対応が必要である）と考えられ、あえて、民法上、親権の一部を制限する必要が生じるような場合はあまり想定されない（財産管理については、管理権喪失による対応が可能である）。そこで、以下では、差し当たり、施設入所等が行われていない子を対象として検討している。

3 親権の一部制限制度を設けることについて検討するに当たっては、制限する親権の一部をどのように特定することができるかという理論的な問題があるほか、以下のよう
な問題も指摘されており、これらの点に留意する必要があると考えられる。

- ・ 児童虐待の事案で施設入所等が行われていない子について親権を制限する場合には、その結果として親権者でない第三者に子の監護等をゆだねる必要があるが、第三者に子の監護等をゆだねる以上、当該第三者には、親権の特定の一部ではなく全部をゆだねるものとした方が、子の安定的な監護に資する。
- ・ 親権の一部を制限し、その一部の権限のみを第三者にゆだねるものとする、親権者と第三者に権限が分属するため、権限の範囲等をめぐって親権者と第三者との間に紛争が生じ、子の安定的な監護を害するおそれがある（特に、当該第三者には私人が選任されることにかんがみると、紛争の発生による弊害は大きいといえる。）。
- ・ 親権の一部を制限するにすぎないため容易に申立てが認容されるものと誤解されかねないことなどから、児童虐待でないような事案において制度が濫用されるおそれがある。
- ・ 制限する親権の特定の方法次第では、親権者が制限されていない部分に関し不当な親権行使を繰り返すことが容易となり、そのことによって子の利益が害されるおそれがある。また、不当な親権行使が繰り返される場合には、改めて残りの部分について親権制限の申立て・審判をする必要があり、親族等の親権制限の申立権者に過度な負担を強いることになるし、結果として、子の安定的な監護の実現を妨げるおそれがある。